

(仮称) 所沢市障害者差別解消条例(案)策定における検討事項

◆ 条例による所沢市が目指すまちづくり

障害のあるなしに関わらず、誰もが分け隔てられることのないまち

○しかし、現状では障害に対する差別が存在し、差別を受けている人たちが数多くいる。

○ 差別とは??

不当な差別的取扱い

- ・ 障害者のある人が利用する施設をここに建てないでください
- ・ 障害のある人は入店しないでください
- ・ 障害のある人への対応はできません など

合理的配慮の提供をしないこと

- ・ メニューに FAX 番号の記載がない
- ・ 書類の代筆を断る
- ・ お店の前の段差 など

○障害のある人が、障害のない人と同じように生活しようとしても、障害を理由とする様々な障壁があつてなかなかそうはいかない。

なぜか??

→障害のない人を基準として、建物、制度、文化など社会のルールが形成されている。

→障害のある人が我慢しなければならない。

ではどうすれば??

障害のない人が障害のある人の立場になって、障害のある人を区別、排除、制限しない方法を考えられる社会にする

そのために・・・

市の責務

所沢市がやらなければいけないことは何か??

市民の役割

市民が考えなければならないものは何か??

事業者の役割

事業者側が障害のある人にどのように対応すればよいのか??